

戦没者等の遺族に第十一回特別弔慰金が支給されます

！ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に支給する特別弔慰金

《対象者》

- 令和2年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、以下の順で先順位の遺族一人に支給
- ①戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の「1.父母」「2.孫」「3.祖父母」「4.兄弟姉妹」
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・^{おい}姪等)

※戦没者等の死亡時まで1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

《支給金額》

25万円(5年償還の記名国債)

《申請期間》

令和2年4月1日～令和5年3月31日

《申請窓口》

社会福祉課社会福祉係、または各支所窓口係

同順位の方がいる場合に必要な「同意書」を廃止しました。同順位の方が複数いる場合は、代表者を決め請求してください。

※特別弔慰金の受け取りは遺族を代表する一人です。
※記名国債を受け取った方が遺族間の調整を行う必要があります。

☎社会福祉課 社会福祉係 担当：檜山
☎・お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

公営住宅の入居者を募集します

種類	市営住宅		特定公共賃貸住宅	若者定住住宅
公募期間	5月1日(金)～5月15日(金)			
住宅名	甲田町堂ノ口住宅 A棟1号室	甲田町紅葉ヶ丘住宅 4棟8号室	向原町朝日が丘住宅 14棟1号室	高宮町来原住宅 1号棟
所在地	甲田町高田原1677番地26	甲田町上甲立1776番地1	向原町戸島2953番地1	高宮町原田3432番地2
家賃(月額)	16,600円～32,700円	18,800円～36,900円	34,700円～62,200円	30,000円
間取り	木造平屋 1LDK	木造二階建 3DK	木造二階建 4DK	木造二階建 3LDK
条件	・所得制限(上限)	・所得制限(上限) ・同居親族がいる方、 または60歳以上の方	・所得制限(下限・上限) ・同居親族がいる方、 または60歳以上の方	・おおむね40歳までの方 ・中学生までの子どもがいる方 ※貸付期間は最低年齢の子どもが満18歳になった後の3月末まで

※入居希望者多数の場合は抽選

☎住宅政策課 住宅係 担当：岩本
☎・お太助フォン 47-1202 📠 47-1206

身体障害者補装具判定会を行います

身体障害者などの身体機能を補完、または代替するための補装具の費用の一部を支給します。

受給に必要な更生相談所の判定会を行いますので、希望する方は事前(おおむね10日前まで)に、社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口で申請してください。

《日時》

- 6月24日(水)・10月28日(水)
- 受付/13時～14時 ■判定開始/14時

《場所》

クリスタルアージョ4階小ホール

■判定が必要な補装具

- ・オーダーメイドの車いす・電動車いす・義肢
 - ・装具・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置
- ※既製品の車いす、歩行器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡の判定は不要です。

※補聴器は判定が必要ですが、今回の判定会では対象外です。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当：日野
☎・お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

人権擁護委員を紹介します

！ 人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、人権相談や人権の考えを広めるなどの人権擁護活動をしている民間の方々

本市では現在以下の方々から委嘱されています。

- 吉田町
松原 美和子 藤田 美佐子 河野 敦子
- 八千代町
中本 吉徳 五郎丸 玲子
- 美土里町
毛利 宣生 堀川 由紀子
- 高宮町
宮本 早苗 岡崎 豊 中土居 博臣
- 甲田町
上野 豊博 大下 典子
- 向原町
土肥元 康成 小路 順子

※敬称略

☎人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係 担当：倉田
☎・お太助フォン 42-5630 📠 42-5630

「保険料は納付期限までに納めましょう」

国民年金保険料の納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。

令和2年4月分～令和3年3月分の保険料

月額16,540円

納付方法

- ・日本年金機構から送付される納付書で納付(金融機関・郵便局・コンビニ・電子納付)
- ・口座振替やクレジットカードで納付

お得な制度

- ・まとめて前払いすると割引が適用
- ・追加で保険料(400円/月)を納めると受取額が増加 ※付加保険料制度

！ 年金受給者が所在不明な場合は届け出が必要です

年金受給者の所在がひと月以上不明な場合は、世帯員が速やかにお近くの年金事務所へ届け出てください。届け出後に受給者の所在を確認し、不明な場合は年金の支払いを一時停止します。所在が明らかになった場合は、受け取りを再開するための手続きを行ってください。

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107